

(審査案件第 3 2 号)

答 申

第 1 審査会の結論

長野県人事委員会が、「平成 1 4 年度長野県職員採用初級試験教養試験問題」を非公開とした判断は、現時点において妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

- 1 平成 1 5 年 6 月 3 日、申立人は、長野県情報公開条例（以下「本件条例」という。）に基づき、「平成 1 4 年 9 月 2 9 日（日）に実施された平成 1 4 年度長野県職員採用初級試験第 1 次試験において出題された初級事務教養試験の問題、初級事務作文試験の問題」について、公文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。
- 2 平成 1 5 年 6 月 1 7 日、長野県人事委員会（以下「本件実施機関」という。）は、本件公開請求に対して、「平成 1 4 年度長野県職員採用初級試験教養試験問題」（以下「本件非公開文書」という。）及び「平成 1 4 年度長野県職員採用初級試験作文試験課題」を対象文書として特定し、これらのうち、本件非公開文書の全部を非公開とする一部公開決定（以下「本件決定」という。）を行った。
- 3 申立人は、本件決定に対し、平成 1 5 年 8 月 8 日付けで、本件異議申立てを行った。

第 3 本件実施機関の説明の要旨

- 1 本件条例第 7 条第 3 号（法人等に関する情報）について
本件非公開文書は、財団法人日本人事試験研究センター（以下「センター」という。）から、外部に公表しないことを条件に、提供を受けた試験問題を編成したものである。
本件非公開文書を公開すると、センターでは、今後、類似問題等の使用が著しく制限されることとなる結果、試験問題の作成にあたり、より多大な労力を必要とすることになる。
このように、本件非公開文書は、公開するとセンターの正当な利益が害されるものと認められるので、本件条例第 7 条第 3 号に掲げられた非公開情報に該当する。

2 本件条例第7条第6号（事務等に関する情報）について

センターは、試験問題の提供に当たり、これを公開した団体には、今後すべての試験問題の提供を停止することとしている。

本件非公開文書を公開して、センターから試験問題の提供が停止された場合は、本県独自に試験問題を作成せざるを得ないが、そのための職員の大幅増員は、現在の行財政状況に照らすと極めて困難であるうえ、試験問題作成に必要な専門的知識やノウハウを持った職員を養成するには、相当の年月を要する。

このように、本件非公開文書は、公開すると、今後の試験事務の遂行に著しい支障を生じるので、本件条例第7条第6号に掲げられた非公開情報に該当する。

第4 申立人の主張の要旨

1 本件条例第7条第3号（法人等に関する情報）について

本件条例第7条第3号に規定されている法人に関する情報とは、試験問題の作成方法など経営上の独自のノウハウ等に関する情報のことであって、法人の提供する物品や役務そのものをさすものではないから、本件非公開文書に記載された試験問題は、同号に該当する情報ではない。

本件実施機関は、試験問題の公開により、類似問題の使用が制限されることになる結果、センターの正当な利益が害されると主張しているが、現在でも、類似問題を頻繁に使用しているとすれば、それは単なるセンターの手抜きであり、公開により労力が増加するとしても、正当な利益を害するとはいえない。また、現在でも類似問題の修正等により重複を避けているとすれば、公開しても問題作成者の負担には変化が生じないはずである。さらに、本件実施機関は、類似問題の使用ができないと、過去の出題に関する正答率等を蓄積して、受験者の能力測定に有効な問題を毎年提供し続けることが困難になると主張しているが、針小棒大な論である。

2 本件条例第7条第6号（事務等に関する情報）について

本件条例第7条第6号は、県民の知る権利を尊重する条例の目的に従い、限定的に解釈すべきである。同号は、対象文書が、同号アからオまでに掲げる具体的な事務又は事業について、それぞれに規定する支障等が生ずる「おそれ」があり、さらに同号本文にいう「適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれ」がある場合に、非公開とできる旨を定めている。しかし、本件実施機関は、本件非公開文書が、同号アからオまでのいずれに該当するかも明らかにしないなど、同号の要件の適用を誤っている。

また、本件実施機関は、センターから、非公開を前提に試験問題の提供を受けていると主張するが、既に実施済みの試験問題を公開した場合にも、試

験問題の提供を受けられなくなるか、今後公開を前提に試験問題の提供を受けることができないか、他の手段で試験問題を調達することが不可能か、といった点について立証がない以上、公開により試験事務の遂行に著しい支障が生ずるとは言えない。

3 試験問題を公開する公共の利益について

試験問題の公開は、出題ミス等の防止や、出題ミス等があった場合の措置の適切性向上に資するものであり、職員採用試験の信頼性を高める方向に作用する。

また、試験問題の公開は、長野県が必要とする人材像をアピールすることにつながり、有能な人材の採用に資する。

第5 審査会の判断理由

1 基本的な考え方

本件条例はその第1条に定められている通り、県民の知る権利を尊重し、公文書の公開請求権を保障するとともに、情報公開の総合的な推進を図ることで県の諸活動を県民に説明する責務を全うし、県民参加による公正で開かれた県政の一層の推進をすることを目的に制定されたものである。

本件条例の目的を実現するために、実施機関が保有する情報は原則公開とし、条例の運用に当たってはこの理念が十分に尊重されなければならない。しかし、一方で原則公開の条例においてもなお、例外的に他の公益等との調整を図るため非公開とせざるを得ない情報があることから、第7条で非公開事由が定められている。個々の請求に対しては、条例の原則公開の理念を尊重しつつ個別に判断する必要がある。

当審査会は、これらの点を踏まえて本件実施機関による本件決定を検討する。

2 本件非公開文書について

本件非公開文書は、平成14年度に長野県職員採用試験の「事務」の試験区分で行われた初級の教養試験問題であり、択一式(五肢択一式、出題数50題)で出題されたものである。択一式問題は、センターから提供を受け、関東甲信越静10県の人事委員会で構成する関東ブロック試験研究協議会で検討した上で編成されたものである。関東甲信越静10県では同一の問題が出題されている。

3 本件非公開文書の第7条第6号該当性について

(1) 第7条第6号の考え方

第7条第6号は、「県又は国若しくは他の地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの」が記録されている情報を非公開とすることを定めたものである。また、同号アからオまでには典型的な事務が例示され、それぞれ公開することによる支障の要件を定めている。

本号の適用に際しては、公開することにより生ずる支障のみでなく将来同種の事務又は事業の適正な遂行に支障が生ずるおそれも勘案すること、公開することによる支障は名目的なものでは足りず実質的なものでなければならないこと、公開することによる支障のおそれは単なる確率的な可能性では足りず、法的保護に値する程度の蓋然性がなければならないことが、実施機関には求められているところである。

これを踏まえ、本件非公開文書の本号該当性について以下検討する。

(2) 本件非公開文書について

ア 職員採用試験について

本件非公開文書は、本件実施機関において平成14年度に長野県職員採用初級試験の教養試験問題として利用されたものであることから、本件実施機関の事務事業に係る公文書であることが認められる。したがって、本件非公開文書が公開されることによる事務事業の性質上、当該事務事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるかについて検討する。

実施機関によれば、本件非公開文書である教養試験は、受験者が社会人又は公務員として通常備えるべき基本的・一般的知識・知能を有しているかどうかを客観的かつ正確に評価することによって、将来の職務遂行に必要とされている素養の有無を評価することを目的に行われるものである。したがって、職員採用試験は、採用試験の実施主体が必要とする人材を確保するため適切かつ公正に行われるべきものであり、それを確保するために受験者への情報開示や採用試験に係る情報の公開が要請されているところである。

職員採用試験の問題については、国家公務員採用試験が平成14年度から試験問題の持ち帰りを可能としている。また、長野県においても、県が独自に行う小・中・高校の教員採用試験が平成15年度から公表されており、長野県職員採用初級試験も、県が独自に作成する論文試験等が本件公開請求によって公開されているところである。また、職員採用試験ではないが、保育士試験は平成14年度から、改良普及員資格試験は平成2年度から試験問題が持ち帰り可能となっている。

こうした現状をかんがみると、採用試験等の試験問題を公開することは、適正な採用事務等の遂行に適うものと言える。

イ センターとの関係について

本件非公開文書は、センターから提供を受けた試験問題をもとに作成されたものである。

センターは提供に際し、「平成14年度の試験問題の提供計画について（通知）」（平成14年2月1日付）中の「提供を受けた団体の責務」で秘密保持について言及し、「提供を受けた試験問題は、試験の実施までその秘密保持に万全の注意を払うとともに、試験の実施後においても公表しないものとする」としている。また、平成11年2月22日付でセンターから各道府県・市人事委員会事務局長宛に発出された「『採用試験問題の一部公表』について」と題する文書の中で、試験問題を情報公開条例に基づく公開請求により公開せざるを得ないと目される団体に対しては提供できなくなる旨を明言していることが認められる。

平成15年10月1日には、試験問題の提供を受けている各団体から試験例題の公表に関する要望が出されたのを受けて、センターは「例題公表要綱」を作成しているが、その中で試験実施団体に対し、「この要綱に従う場合に限り、センター提供の例題を公表することができるものとする」としている。したがって、センターは、現時点でも要綱に従う場合に限り例題という形でしか試験問題の公表を許容していないことが認められる。

以上のことから、センターは試験問題を非公開とすることを条件に試験問題を提供し、これに反して試験問題を公開した場合は、試験問題の提供を行わないこととしていることが認められる。

ウ 本件実施機関における採用試験の実施体制

本件実施機関は、センターから提供を受けた問題を公開すると、今後、問題の提供が受けられなくなり、県が独自に試験問題を作成するためには大幅な職員の増員をしなければならないが、長野県の行財政状況の下ではそれが困難であること、問題作成には専門的知識や経験に裏打ちされたノウハウが必要になるが、現在、そのノウハウを持つ職員がおらず、そのような職員を養成するには相当の年月を要すると主張する。

確かに本件実施機関では、センターから問題の提供を受けることを前提とした最小限の人員配置（3名）で1年間に初級職員採用試験を含む9種30程度の区分の試験を実施していることが認められた。現行の体制でセンターから試験問題の提供が受けられない場合は、これらの採用試験を実施するため、直ちに人員の増員等を行うほか、試験問題作成の経験のある外部の専門家等の協力を得る必要があるなど、抜本的な試験実施体制の見直しが必要となる。しかしながら、必要な人員や予算の確保等を直ちに行うことは物理的に困難であり、現時点において、ただちにセンターから試験問題の提供を受けずに職員採用試験を本件実施機関が独自に行う体制を整備することは現実的ではない。

エ まとめ

以上のことから、センターから試験問題の提供を受けられなくなることは単なるおそれにとどまらず現実的な問題であることが認められ、また、本件実施機関においてセンターから問題の提供を受けずに採用試験事務を遂行できる体制にないことから、現時点において、本件非公開文書を公開すると職員採用試験事務の適正な遂行に著しい支障を生ずる蓋然性があり、第7条第6号に該当するものと認められる。

オ 申立人の主張について

申立人は、第7条第6号の適用について、本件非公開文書を公開することによる支障を同号アからオまでのいずれに該当するかを検討し、かつ、それぞれに掲げるおそれがあるか、適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるかを一つ一つ検討した上で非公開理由としなければならないところ、本件実施機関の非公開理由は本件非公開文書が同号アからオまでのどの事務事業に該当すると判断するか明示的ではなく、同号の適用を誤って検討し判断しているため、非公開理由たり得ない旨主張する。

第7条第6号の規定の趣旨は前述の通り、事務事業の適正な遂行に対する著しい支障が生ずるおそれのある情報を非公開と定めているもので、特に典型的な事務事業については同号アからオまでで例示し、それぞれの事務事業の性質に応じて公開することによる支障要件を定めているものである。したがって、同号アからオまでのいずれかに該当しなければ同号を適用できないということではなく、例示されていない事務事業については「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの」への該当性を判断することになることから、申立人の主張は採用することができない。

4 第7条第3号の該当性について

本件実施機関は、本件非公開文書を公開することにより法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められることから、第7条第3号に該当する旨主張しているが、上記の通り本件非公開文書については第7条第6号に該当することから、本号の該当性を判断するまでもない。

5 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」の通り判断する。

第6 審査会意見

当審査会では、諸般の事情を勘案し、現時点において本件非公開文書を非公開とした本件実施機関の判断を妥当としたところであるが、前述の通り、採用試験は公正かつ適切に行われるべきものであり、そのためには採用試験に関する情報は極力公開されるべきである。すでに、長野県が独自に作成している教員採用試験のほか、各種試験の試験問題を公開している一方で、県職員採用試験の教養試験問題を公開しないのは一貫性を欠くものとして好ましくないことは明らかであり、ひいては採用試験事務の公正性、信頼性への疑問を生じさせかねない。

本件実施機関は、センターの作成する「例題公表要綱」を受けて、「長野県職員等採用試験例題公表要領」(平成16年3月19日制定)を策定し、例題の公表を今後予定しているところである。また、全国人事委員会連合会の一員として平成14年にセンターに対して採用試験問題に係る例題公表の早期実現を要望しているところだが、今後においても例題の公表だけを行い、職員採用試験の教養問題そのものを非公開とすることが妥当であるかは大いに検討の余地がある。

今後、本件実施機関において採用試験の実施体制の見直しが行われる、あるいはセンターが現在の方針を変更するなど、現時点からの事情の変化が認められる場合は、職員採用試験の教養試験問題の公開についてその時点の事情を踏まえて判断すべきである。

第7 審査経過

平成15年	8月26日	諮問
	12月15日	審議
平成16年	6月1日	本件実施機関の意見陳述、審議 (なお、申立人は、意見書の提出をしたが、審査会 席上における陳述は希望しなかった。)
	7月12日	審議
	8月9日	審議
		審議終結